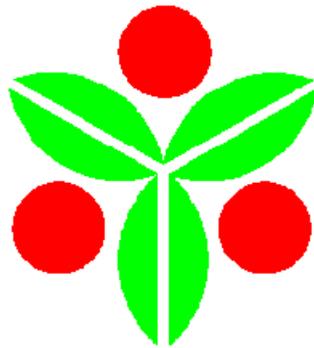


保 健 と 福 祉

—統計と概要—



〔福祉の日シンボルマーク〕

令和6年度版

大和市健康福祉部・こども部

大和市民憲章

自然と人間との健全な調和のとれた大和市の輝かしい未来を目ざして、わたしたちは、大和市民としての自覚と誇りをもって、市民ひとりひとりのしあわせを願いながら、ここに市民憲章を定めます。

1 みんなで力をあわせて、

若さと明るさにあふれたまちをつくりましょう。

1 みんなで力をあわせて、

友情としあわせにつつまれたまちをつくりましょう。

1 みんなで力をあわせて、

教養と文化の豊かなまちをつくりましょう。

1 みんなで力をあわせて、

自然と環境の美しいまちをつくりましょう。

1 みんなで力をあわせて、

きまりと平和を守るまちをつくりましょう。

〔昭和 54 年 2 月 1 日〕

明るくたくましい青少年が育つ都市宣言

大和市のあすをにない、友愛にみちた住みよい社会を築くのは青少年である。

青少年が自己の行動に自覚と責任をもち、心身ともに明るくたくましく成長することは、すべての市民の願いである。

この願いを実現するため、青少年自らの努力を期待するとともに、家庭、学校をはじめ地域社会が一体となり、市民の総力をあげて青少年育成の施策を推進することを決意し、ここに大和市を「明るくたくましい青少年が育つ都市」とすることを宣言する。

(昭和 57 年 4 月 1 日)

「健康都市 やまと」宣言

健康は、日々の生活の基本であり、幸福を追求するために、とても大切なものです。

都市で生活するわたしたち市民が、生き生きと暮らすためには、保健、福祉、医療などを通じて「人の健康」を守るとともに、安全で快適な都市環境が整う「まちの健康」、人と人とのあたたかな関係に支えられる「社会の健康」を育てていくことが重要です。

大和市は、市民一人ひとりの健康な生活の実現に向けた取り組みを進め、「健康都市」を目指すことを宣言します。

(平成 21 年 2 月 1 日)

「認知症 1 万人時代に備えるまち やまと」宣言

- ・ 超高齢社会を迎え、認知症になる人は急激に増加しており、大和市においても近い将来、その数は、1 万人を超えるものと予測されます。
- ・ これからは、誰もが認知症にかかわる可能性があり、あらゆる世代、立場の人が協力しあい、認知症の人への理解を深め、その想いに寄り添っていくことが大切です。
- ・ 大和市は、認知症の人が住み慣れた地域で、人と人とのつながりを育みながら、自分らしく、安心して暮らし続けられるよう、様々な取り組みを進め、認知症 1 万人時代に備えます。

(平成 28 年 9 月 15 日)

「70 歳代を高齢者と言わない都市 やまと」宣言

- ・「人生 100 年の時代」を迎える超高齢社会では、一般に 65 歳以上を高齢者とする固定観念を変えていく必要があります。
- ・年齢を重ねても、自らの健康を維持し、自立した生活を送れるよう努めている方、豊かな知識と経験を生かし、様々な役割を果たしている方など、一人ひとりが大和のかけがえのない存在です。
- ・支えを必要とする方には手を差し伸べながら、この世代の方々が、個々の意欲や能力に応じて、いつまでも生き生きと活躍していただきたいと考え、「70 歳代を高齢者と言わない」ことを宣言します。

(平成 30 年 4 月 11 日)

大和市健康都市シンボルマーク



虹は、市民一人ひとりの輝く個性を、太陽は、個々の力が集まる強さとあたたかさを表し、健康と元気に満ちあふれる大和市を象徴しています。

(平成 20 年 10 月 1 日)

この冊子を利用される皆様へ

大和市人口統計

住民基本台帳人口による統計を記載しています。
簡単な福祉行政上の区分を付記してあります。

健康福祉部・こども部財政状況

健康福祉部・こども部内の関係当初予算及び前年度決算が記載されています。

健康福祉部・こども部・
福祉事務所組織図

組織図、各課の人数及びそれぞれの職員の役割が記載されています。

1. 障がい者の福祉
～ 9. 関連機関

ページ索引……項目ごとに事業一覧表が掲載されています。

財源内訳……事業の財源がわかります。

対象年齢……対象者の年齢を次のように表しています。

15歳以上64歳以下→15歳～64歳

15歳以上 →15歳～

64歳以下 → ～64歳

全対象者 → ～

根拠法令等……事業の基となる法令・条例・規則・要綱等が掲載されています。

主管課等……取扱窓口となる課名が掲載されています。

その他……事業の目的、対象者などその事業の概略が掲載されています。

・表中、年度は数字のみで表記しています。

例)

療育手帳所持者数の推移

| | 3 | 4 | 5 |
|-------|-------|-------|-------|
| 18歳以上 | 1,371 | 1,445 | 1,549 |
| 18歳未満 | 717 | 738 | 765 |
| 合計 | 2,088 | 2,183 | 2,314 |

← 年度

・日付の記載のないものは令和6年3月31日現在。

・表中、事業の開始前又は事業に該当するものがない場合は、「－」で表記しています。

◆◆◆◆◆ 目

次 ◆◆◆◆◆

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 大和市人口統計 | 6 |
| 健康福祉部・こども部財政状況 | 8 |
| 健康福祉部・こども部・福祉事務所組織図 | 14 |
| 令和5年度 健康福祉部・こども部各課の新規・充実・廃止事業等 | 17 |
| 令和6年度 健康福祉部・こども部各課の基本方針 | 23 |
| *ページ索引は、項目ごとの事業一覧表に掲載 | |
| 1. 障がい者の福祉 | 31 |
| 2. 高齢者の福祉 | 61 |
| 3. 低所得者の福祉 | 79 |
| 4. 介護保険 | 93 |
| 5. 社会福祉 | 129 |
| 6. 保健衛生 | 153 |
| 7. 子ども・子育て支援 | 187 |
| 8. 施設の福祉 | 273 |
| 9. 関連機関 | 283 |
| 大和市社会福祉協議会 | |
| 大和市シルバー人材センター | |
| 資 料 | 309 |
| 市内保健福祉施設一覧表 | 310 |

大和市人口統計

適用法令別人口

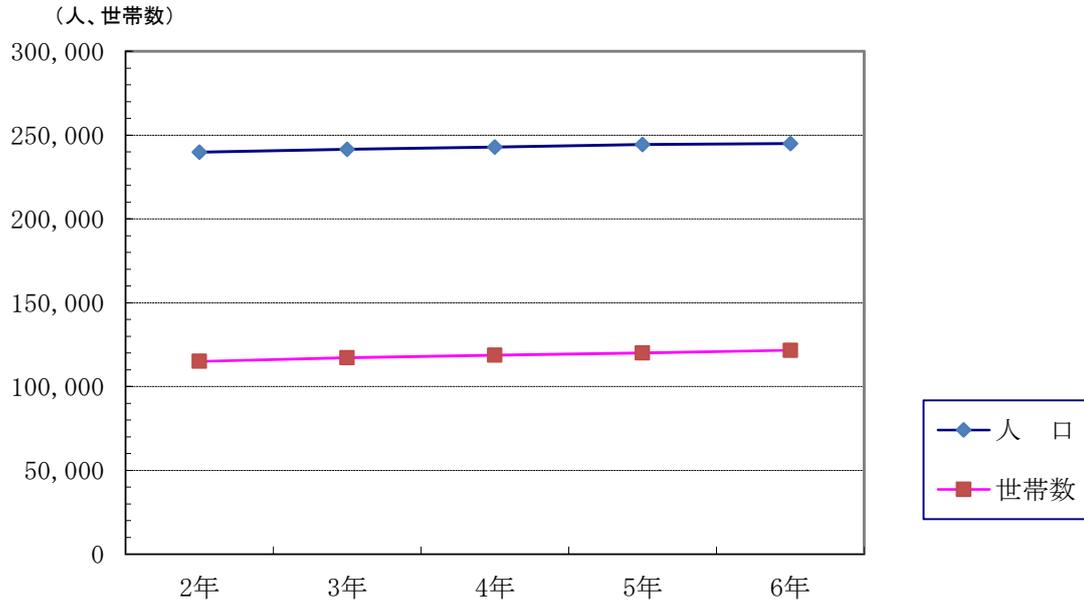
(令和6年4月1日現在)

住民基本台帳人口統計をもとに簡単な福祉行政区分を付記

| 適用法令 | 年 齢 | 男 | 女 | 合 計 | 適用法令 | 年 齢 | 男 | 女 | 合 計 | | | |
|---|-----------------------|--------|--------|--------|---------|---|--------------------|--|--------|--------|--------|--------|
| 障 害 者 基 本 法 ・ 生 活 保 護 法 ・ 母 子 保 健 法 等 | 児 童 福 祉 法 | 0 | 858 | 834 | 1,692 | 障 害 者 基 本 法 ・ 生 活 保 護 法 ・ 母 子 保 健 法 等 | 40～44 | 8,427 | 7,810 | 16,237 | | |
| | | 1 | 998 | 894 | 1,892 | | 介 護 保 險 | 45～49 | 9,865 | 9,009 | 18,874 | |
| | | 2 | 966 | 924 | 1,890 | | （保 健 事 業） | 50～54 | 11,021 | 10,132 | 21,153 | |
| | | 3 | 962 | 920 | 1,882 | | | 55～59 | 9,288 | 8,824 | 18,112 | |
| | | 4 | 959 | 971 | 1,930 | | | 60～64 | 7,348 | 6,673 | 14,021 | |
| | | 5 | 959 | 949 | 1,908 | | | 小 計 | 45,949 | 42,448 | 88,397 | |
| | | 小 計 | 5,702 | 5,492 | 11,194 | | | 生 活 保 護 法 ・ 康 増 進 法 | 65～69 | 5,973 | 5,797 | 11,770 |
| | | 6～11 | 6,111 | 5,916 | 12,027 | | | | 70～74 | 6,285 | 6,942 | 13,227 |
| | | 12～14 | 3,096 | 2,998 | 6,094 | | 75～79 | | 5,630 | 7,288 | 12,918 | |
| | | 15～17 | 3,138 | 3,037 | 6,175 | | 80～84 | | 4,745 | 6,385 | 11,130 | |
| | 18 | 1,032 | 955 | 1,987 | 85～89 | 2,453 | 3,699 | | 6,152 | | | |
| | 小 計 | 13,377 | 12,906 | 26,283 | 90～94 | 764 | 1,743 | | 2,507 | | | |
| | 19 | 1,126 | 999 | 2,125 | 95～99 | 160 | 510 | | 670 | | | |
| | 20～24 | 6,338 | 6,289 | 12,627 | 100～ | 10 | 111 | | 121 | | | |
| 25～29 | 7,825 | 7,540 | 15,365 | 小 計 | 26,020 | 32,475 | 58,495 | | | | | |
| 30～34 | 7,810 | 7,155 | 14,965 | 合 計 | 122,182 | 122,798 | 244,980 | | | | | |
| 35～39 | 8,035 | 7,494 | 15,529 | | | | | | | | | |
| 小 計 | 31,134 | 29,477 | 60,611 | | | | | | | | | |

*住民基本台帳人口による。

人口と世帯数の推移

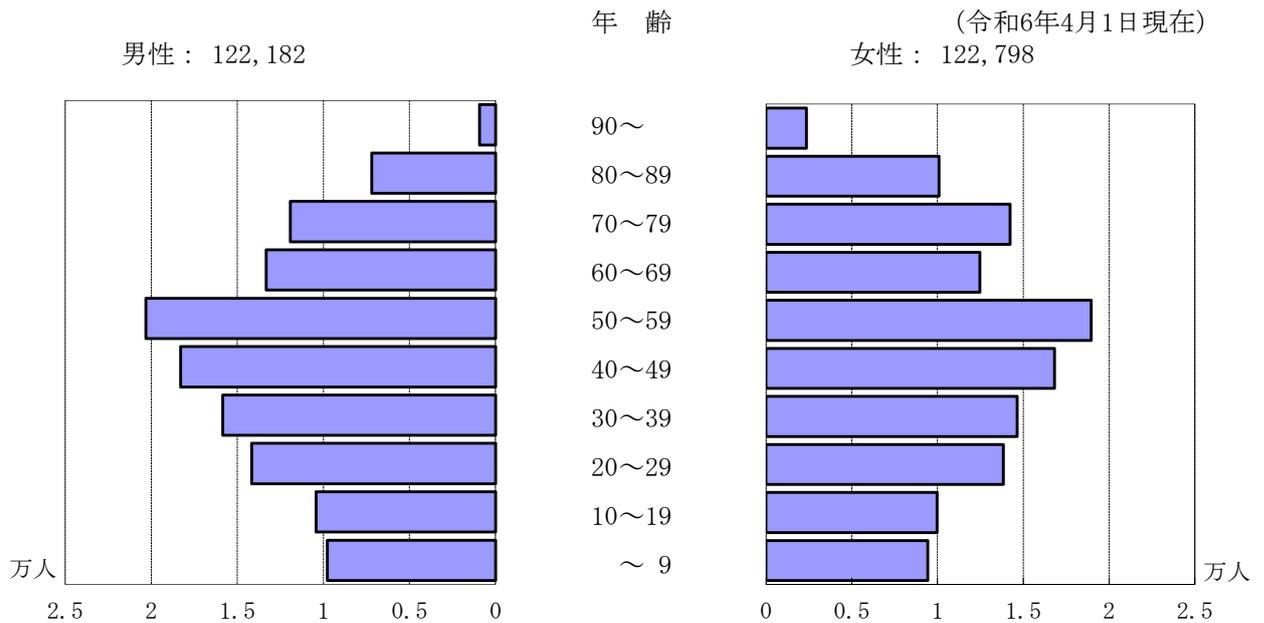


(各年4月1日現在)

| | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 239,827 | 241,598 | 242,919 | 244,337 | 244,980 |
| 世帯数 | 115,040 | 117,209 | 118,644 | 120,131 | 121,645 |

*住民基本台帳人口による。

年齢層別人口



*住民基本台帳人口による。

健康福祉部・こども部財政状況

令和6年度 健康福祉部・こども部関係当初予算

一般会計 健康福祉部関係 歳出 (単位：千円)

| 款 項 目 | | 金 額 |
|-------|-----------|------------|
| 3 | 民生費 | 15,048,258 |
| 1 | 社会福祉費 | 7,841,886 |
| 1 | 社会福祉総務費 | 631,321 |
| 2 | 障がい者福祉費 | 6,474,486 |
| 3 | 老人福祉費 | 563,316 |
| 4 | 保健福祉センター費 | 172,763 |
| 3 | 生活保護費 | 7,206,372 |
| 1 | 生活保護総務費 | 314,335 |
| 2 | 扶助費 | 6,892,037 |
| 4 | 衛生費 | 2,467,732 |
| 1 | 保健衛生費 | 2,467,732 |
| 1 | 保健衛生総務費 | 605,389 |
| 2 | 予防費 | 843,409 |
| 4 | 健康増進費 | 916,942 |
| 5 | 環境衛生費 | 101,992 |

一般会計 こども部関係 歳出 (単位：千円)

| 款 項 目 | | 金 額 |
|-------|---------|-------------|
| 3 | 民生費 | 21,978,841 |
| 2 | 児童福祉費 | 21,978,841 |
| 1 | 児童福祉総務費 | 9,620,033 |
| 2 | 保育所等給付費 | 10,839,188 |
| 3 | 母子福祉費 | 1,066,830 |
| 4 | 保育所費 | 452,790 |
| 4 | 衛生費 | 271,276 |
| 1 | 保健衛生費 | 271,276 |
| 1 | 保健衛生総務費 | 100 |
| 3 | 母子保健費 | 271,176 |
| 10 | 教育費 | 199,510,806 |
| 4 | 社会教育費 | 199,510,806 |
| 1 | 社会教育総務費 | 199,470,000 |
| 2 | 青少年育成費 | 40,806 |

介護保険事業特別会計 歳出（健康福祉部）（単位：千円）

| 款 項 目 | 金 額 |
|--------------------|------------|
| 1 総務費 | 557,615 |
| 1 総務管理費 | 344,475 |
| 1 一般管理費 | 338,916 |
| 2 介護保険事業者指定・指導等事務費 | 5,559 |
| 2 徴収費 | 18,648 |
| 1 賦課徴収費 | 18,648 |
| 3 介護認定経費 | 192,361 |
| 1 介護認定経費 | 192,361 |
| 4 趣旨普及費 | 2,131 |
| 1 趣旨普及費 | 2,131 |
| 2 保険給付費 | 18,172,426 |
| 1 保険給付費 | 18,172,426 |
| 1 介護サービス等諸費 | 16,968,385 |
| 2 介護予防サービス等諸費 | 369,330 |
| 3 審査支払手数料 | 14,880 |
| 4 高額サービス等諸費 | 562,766 |
| 5 特定入所者介護サービス等諸費 | 257,065 |
| 3 地域支援事業費 | 992,025 |
| 1 地域支援事業費 | 992,025 |
| 1 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 632,240 |
| 2 包括的支援事業・任意事業費 | 359,785 |
| 4 積立金 | 201 |
| 1 積立金 | 201 |
| 1 積立金 | 201 |
| 5 諸支出金 | 3,224 |
| 1 償還金及び還付加算金 | 3,224 |
| 1 第1号被保険者保険料還付金 | 2,213 |
| 2 償還金 | 1,000 |
| 3 第1号被保険者保険料還付加算金 | 11 |
| 6 予備費 | 10,000 |
| 1 予備費 | 10,000 |
| 1 予備費 | 10,000 |

国民健康保険事業特別会計 健康福祉部関係 歳出

（単位：千円）

| 款 項 目 | 金 額 |
|--------------|---------|
| 4 保健事業費 | 228,660 |
| 1 特定健康診査等事業費 | 228,660 |
| 1 特定健康診査等事業費 | 228,660 |

令和5年度 健康福祉部・こども部関係決算概要

一般会計 健康福祉部関係 歳出

| 款 項 目 | 当初予算額 | 補正予算額 | 継続費・繰越事業費繰越額 |
|-------------|----------------|---------------|--------------|
| 3 民生費 | 14,383,250,000 | 4,073,741,000 | 0 |
| 1 社会福祉費 | 7,501,740,000 | 3,645,051,000 | 0 |
| 1 社会福祉総務費 | 602,066,000 | 3,261,129,000 | 0 |
| 人件費 | 367,382,000 | 0 | 0 |
| その他（人件費を除く） | 234,684,000 | 3,261,129,000 | 0 |
| 2 障がい者福祉費 | 6,054,550,000 | 268,863,000 | 0 |
| 3 老人福祉費 | 680,809,000 | 96,328,000 | 0 |
| 4 保健福祉センター費 | 164,315,000 | 18,731,000 | 0 |
| 1 生活保護費 | 6,881,510,000 | 428,690,000 | 0 |
| 1 生活保護総務費 | 315,822,000 | 0 | 0 |
| 人件費 | 315,803,000 | 0 | 0 |
| その他（人件費を除く） | 19,000 | 0 | 0 |
| 2 扶助費 | 6,565,688,000 | 428,690,000 | 0 |
| 4 衛生費 | 2,631,584,000 | 258,219,000 | 470,061,000 |
| 1 保健衛生費 | 2,631,584,000 | 258,219,000 | 470,061,000 |
| 1 保健衛生総務費 | 746,772,000 | 6,853,000 | 0 |
| 人件費 | 474,466,000 | 0 | 0 |
| その他（人件費を除く） | 272,306,000 | 6,853,000 | 0 |
| 2 予防費 | 821,162,000 | 249,977,000 | 470,061,000 |
| 4 健康増進費 | 950,155,000 | 0 | 0 |
| 5 環境衛生費 | 113,495,000 | 1,389,000 | 0 |
| 合 計 | 17,014,834,000 | 4,331,960,000 | 470,061,000 |

一般会計 こども部関係 歳出

| 款 項 目 | 金 額 | 補正予算額 | 継続費・繰越事業費繰越額 |
|----------------|----------------|---------------|--------------|
| 3 民生費 | 20,161,995,000 | 1,115,268,000 | 0 |
| 2 児童福祉費 | 20,161,995,000 | 1,115,268,000 | 0 |
| 1 児童福祉総務費 | 8,507,202,000 | 590,394,000 | 0 |
| 人件費 | 1,481,232,000 | 0 | 0 |
| その他（人件費を除く） | 7,025,970,000 | 590,394,000 | 0 |
| 2 保育所等給付費 | 10,301,199,000 | 515,121,000 | 0 |
| 3 母子福祉費 | 1,020,350,000 | 9,753,000 | 0 |
| 4 保育所費 | 333,244,000 | 0 | 0 |
| 4 衛生費 | 251,789,000 | 5,577,000 | 0 |
| 1 保健衛生費 | 251,789,000 | 5,577,000 | 0 |
| 1 保健衛生総務費 | 100,000 | 0 | 0 |
| 3 母子保健費 | 251,689,000 | 5,577,000 | 0 |
| 10 教育費 | 257,174,000 | 0 | 0 |
| 4 社会教育費 | 257,174,000 | 0 | 0 |
| 1 社会教育総務費（人件費） | 216,912,000 | 0 | 0 |
| 2 青少年育成費 | 40,262,000 | 0 | 0 |
| 合 計 | 20,670,958,000 | 1,120,845,000 | 0 |

(単位：円)

| 予備費支出及び 流用増減 | 計 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 執行率(%) |
|-----------------|----------------|----------------|-------------|-------------|--------|
| 13,504,089 | 18,470,495,089 | 17,471,043,028 | 700,459,000 | 298,993,061 | 94.6 |
| 10,939,766 | 11,157,730,766 | 10,179,834,725 | 700,459,000 | 277,437,041 | 91.2 |
| 9,363,035 | 3,872,558,035 | 3,043,554,412 | 700,459,000 | 128,544,623 | 78.6 |
| 9,498,766 | 376,880,766 | 376,818,044 | 0 | 62,722 | 100.0 |
| -135,731 | 3,495,677,269 | 2,666,736,368 | 700,459,000 | 128,481,901 | 76.3 |
| 117,831 | 6,323,530,831 | 6,236,220,974 | 0 | 87,309,857 | 98.6 |
| 17,900 | 777,154,900 | 730,676,825 | 0 | 46,478,075 | 94.0 |
| 1,441,000 | 184,487,000 | 169,382,514 | 0 | 15,104,486 | 91.8 |
| 2,564,323 | 7,312,764,323 | 7,291,208,303 | 0 | 21,556,020 | 99.7 |
| 2,564,323 | 318,386,323 | 318,361,641 | 0 | 24,682 | 100.0 |
| 2,564,323 | 318,367,323 | 318,356,123 | 0 | 11,200 | 100.0 |
| 0 | 19,000 | 5,518 | 0 | 13,482 | 29.0 |
| 0 | 6,994,378,000 | 6,972,846,662 | 0 | 21,531,338 | 99.7 |
| 0 | 3,359,864,000 | 2,931,247,961 | 30,292,000 | 398,324,039 | 87.2 |
| 0 | 3,359,864,000 | 2,931,247,961 | 30,292,000 | 398,324,039 | 87.2 |
| -32,452 | 753,592,548 | 707,445,774 | 0 | 46,146,774 | 93.9 |
| 0 | 474,466,000 | 434,803,116 | 0 | 39,662,884 | 91.6 |
| -32,452 | 279,126,548 | 272,642,658 | 0 | 6,483,890 | 97.7 |
| -19,843 | 1,541,180,157 | 1,225,704,620 | 30,292,000 | 285,183,537 | 79.5 |
| 19,843 | 950,174,843 | 883,328,921 | 0 | 66,845,922 | 93.0 |
| 32,452 | 114,916,452 | 114,768,646 | 0 | 147,806 | 99.9 |
| 13,504,089 | 21,830,359,089 | 20,402,290,989 | 730,751,000 | 697,317,100 | 93.5 |

(単位：円)

| 予備費支出及び 流用増減 | 計 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 執行率(%) |
|-----------------|----------------|----------------|--------|-------------|--------|
| -14,537,946 | 21,262,725,054 | 20,538,774,570 | 0 | 723,950,484 | 96.6 |
| -14,537,946 | 21,262,725,054 | 20,538,774,570 | 0 | 723,950,484 | 96.6 |
| -14,537,946 | 9,083,058,054 | 8,752,037,774 | 0 | 331,020,280 | 96.4 |
| -14,537,946 | 1,466,694,054 | 1,401,027,023 | 0 | 65,667,031 | 95.5 |
| 0 | 7,616,364,000 | 7,351,010,751 | 0 | 265,353,249 | 96.5 |
| 325,915 | 10,816,645,915 | 10,509,283,700 | 0 | 307,362,215 | 97.2 |
| 0 | 1,030,103,000 | 987,146,744 | 0 | 42,956,256 | 95.8 |
| -325,915 | 332,918,085 | 290,306,352 | 0 | 42,611,733 | 87.2 |
| 0 | 257,366,000 | 235,664,768 | 0 | 21,701,232 | 91.6 |
| 0 | 257,366,000 | 235,664,768 | 0 | 21,701,232 | 91.6 |
| 0 | 100,000 | 100,000 | 0 | 0 | 100.0 |
| 0 | 257,266,000 | 235,564,768 | 0 | 21,701,232 | 91.6 |
| 3,621,593 | 260,795,593 | 256,525,933 | 0 | 4,269,660 | 98.4 |
| 3,621,593 | 260,795,593 | 256,525,933 | 0 | 4,269,660 | 98.4 |
| 3,621,593 | 220,533,593 | 220,090,540 | 0 | 443,053 | 99.8 |
| 0 | 40,262,000 | 36,435,393 | 0 | 3,826,607 | 90.5 |
| -10,916,353 | 21,780,886,647 | 21,030,965,271 | 0 | 749,921,376 | 96.6 |

介護保険事業特別会計 歳出 (健康福祉部)

| 款 項 目 | 当初予算額 | 補正予算額 | 継続費・繰越事業費繰越額 |
|--------------------|----------------|--------------|--------------|
| 1 総務費 | 537,841,000 | 6,567,000 | 0 |
| 1 総務管理費 | 337,429,000 | 6,567,000 | 0 |
| 1 一般管理費 | 331,183,000 | 6,567,000 | 0 |
| 人件費 | 313,482,000 | 0 | 0 |
| その他(人件費を除く) | 17,701,000 | 6,567,000 | 0 |
| 2 介護保険事業者指定・指導等事務費 | 6,246,000 | 0 | 0 |
| 2 徴収費 | 17,936,000 | 0 | 0 |
| 1 賦課徴収費 | 17,936,000 | 0 | 0 |
| 3 介護認定経費 | 180,343,000 | 0 | 0 |
| 1 介護認定経費 | 180,343,000 | 0 | 0 |
| 4 趣旨普及費 | 2,133,000 | 0 | 0 |
| 1 趣旨普及費 | 2,133,000 | 0 | 0 |
| 2 保険給付費 | 17,278,039,000 | -63,163,000 | 0 |
| 1 保険給付費 | 17,278,039,000 | -63,163,000 | 0 |
| 1 介護サービス等諸費 | 16,193,786,000 | -118,815,000 | 0 |
| 2 介護予防サービス等諸費 | 323,826,000 | 18,752,000 | 0 |
| 3 審査支払手数料 | 14,353,000 | 0 | 0 |
| 4 高額サービス等諸費 | 491,240,000 | 36,900,000 | 0 |
| 5 特定入所者介護サービス等諸費 | 254,834,000 | 0 | 0 |
| 6 被災利用者負担支援経費 | 0 | 0 | 0 |
| 3 地域支援事業費 | 894,970,000 | 0 | 0 |
| 1 地域支援事業費 | 894,970,000 | 0 | 0 |
| 1 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 542,341,000 | 0 | 0 |
| 2 包括的支援事業・任意事業費 | 352,629,000 | 0 | 0 |
| 4 積立金 | 157,000 | 0 | 0 |
| 1 積立金 | 157,000 | 0 | 0 |
| 1 積立金 | 157,000 | 0 | 0 |
| 5 諸支出金 | 3,410,000 | 63,491,000 | 0 |
| 1 償還金及び還付加算金 | 3,410,000 | 63,491,000 | 0 |
| 1 第1号被保険者保険料還付金 | 2,397,000 | 0 | 0 |
| 2 償還金 | 1,000,000 | 63,491,000 | 0 |
| 3 第1号被保険者保険料還付加算金 | 13,000 | 0 | 0 |
| 6 予備費 | 10,000,000 | 0 | 0 |
| 1 予備費 | 10,000,000 | 0 | 0 |
| 1 予備費 | 10,000,000 | 0 | 0 |
| 合 計 | 18,724,417,000 | 6,895,000 | 0 |

国民健康保険事業特別会計 健康福祉部関係 歳出

| 款 項 目 | 当初予算額 | 補正予算額 | 継続費・繰越事業費繰越額 |
|--------------|-------------|-------|--------------|
| 4 保健事業費 | 242,425,000 | 0 | 0 |
| 1 特定健康診査等事業費 | 242,425,000 | 0 | 0 |
| 1 特定健康診査等事業費 | 242,425,000 | 0 | 0 |
| 合 計 | 242,425,000 | 0 | 0 |

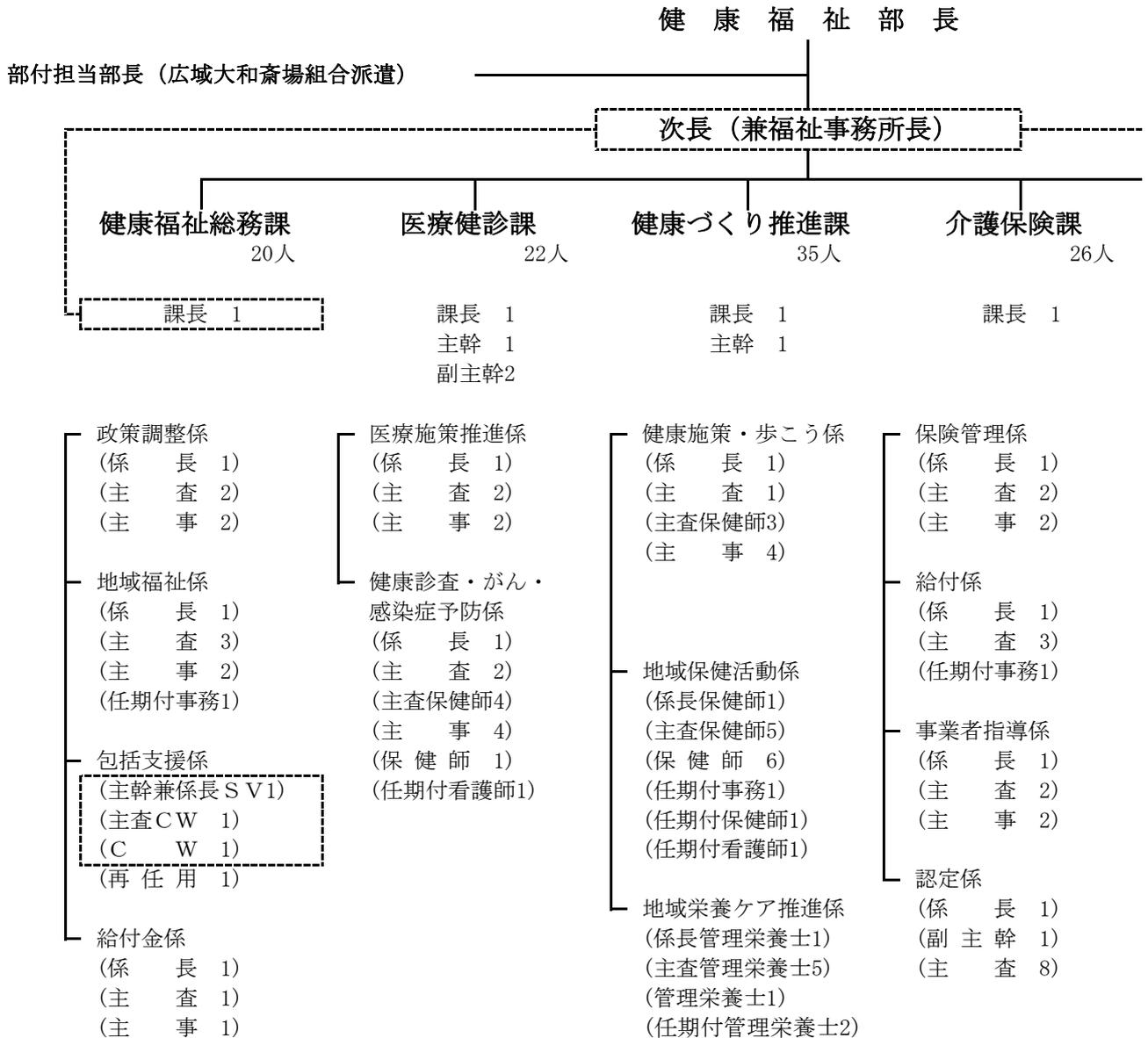
(単位：円)

| 予備費支出及び 流用増減 | 計 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 執行率(%) |
|-----------------|----------------|----------------|--------|-------------|--------|
| 0 | 544,408,000 | 500,259,329 | 0 | 44,148,671 | 91.9 |
| 0 | 343,996,000 | 322,418,683 | 0 | 21,577,317 | 93.7 |
| 0 | 337,750,000 | 316,912,944 | 0 | 20,837,056 | 93.8 |
| 0 | 313,482,000 | 296,209,487 | 0 | 17,272,513 | 94.5 |
| 0 | 24,268,000 | 20,703,457 | 0 | 3,564,543 | 85.3 |
| 0 | 6,246,000 | 5,505,739 | 0 | 740,261 | 88.1 |
| 0 | 17,936,000 | 16,151,798 | 0 | 1,784,202 | 90.1 |
| 0 | 17,936,000 | 16,151,798 | 0 | 1,784,202 | 90.1 |
| 0 | 180,343,000 | 159,633,333 | 0 | 20,709,667 | 88.5 |
| 0 | 180,343,000 | 159,633,333 | 0 | 20,709,667 | 88.5 |
| 0 | 2,133,000 | 2,055,515 | 0 | 77,485 | 96.4 |
| 0 | 2,133,000 | 2,055,515 | 0 | 77,485 | 96.4 |
| 0 | 17,214,876,000 | 17,029,065,112 | 0 | 185,810,888 | 98.9 |
| 0 | 17,214,876,000 | 17,029,065,112 | 0 | 185,810,888 | 98.9 |
| -3,008,076 | 16,071,962,924 | 15,923,859,024 | 0 | 148,103,900 | 99.1 |
| 2,467,713 | 345,045,713 | 343,627,969 | 0 | 1,417,744 | 99.6 |
| 0 | 14,353,000 | 14,112,270 | 0 | 240,730 | 98.3 |
| 0 | 528,140,000 | 516,260,024 | 0 | 11,879,976 | 97.8 |
| 0 | 254,834,000 | 230,665,462 | 0 | 24,168,538 | 90.5 |
| 540,363 | 540,363 | 540,363 | 0 | 0 | 100.0 |
| 0 | 894,970,000 | 849,571,939 | 0 | 45,398,061 | 94.9 |
| 0 | 894,970,000 | 849,571,939 | 0 | 45,398,061 | 94.9 |
| 0 | 542,341,000 | 521,930,625 | 0 | 20,410,375 | 96.2 |
| 0 | 352,629,000 | 327,641,314 | 0 | 24,987,686 | 92.9 |
| 14,501 | 171,501 | 171,501 | 0 | 0 | 100.0 |
| 14,501 | 171,501 | 171,501 | 0 | 0 | 100.0 |
| 14,501 | 171,501 | 171,501 | 0 | 0 | 100.0 |
| 0 | 66,901,000 | 65,944,211 | 0 | 956,789 | 98.6 |
| 0 | 66,901,000 | 65,944,211 | 0 | 956,789 | 98.6 |
| 0 | 2,397,000 | 1,453,336 | 0 | 943,664 | 60.6 |
| 0 | 64,491,000 | 64,490,875 | 0 | 125 | 100.0 |
| 0 | 13,000 | 0 | 0 | 13,000 | 0.0 |
| -14,501 | 9,985,499 | 0 | 0 | 9,985,499 | 0.0 |
| -14,501 | 9,985,499 | 0 | 0 | 9,985,499 | 0.0 |
| -14,501 | 9,985,499 | 0 | 0 | 9,985,499 | 0.0 |
| 0 | 18,731,312,000 | 18,445,012,092 | 0 | 286,299,908 | 98.5 |

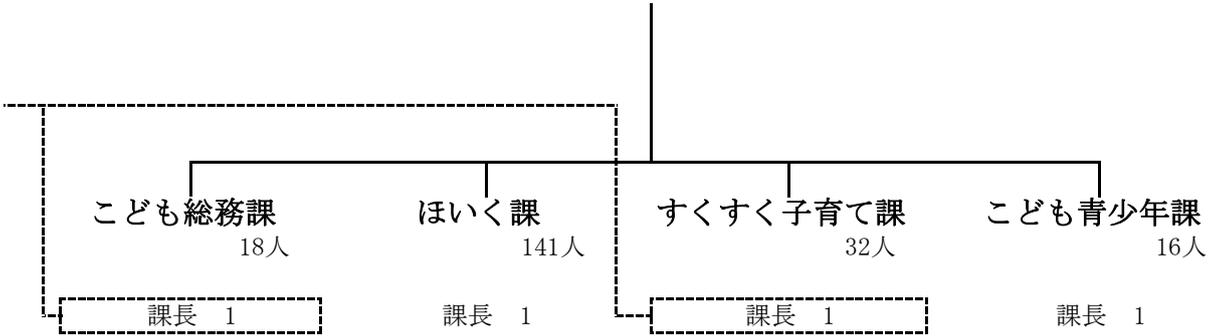
(単位：円)

| 予備費支出及び 流用増減 | 計 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 執行率(%) |
|-----------------|-------------|-------------|--------|------------|--------|
| 0 | 242,425,000 | 182,211,794 | 0 | 60,213,206 | 75.2 |
| 0 | 242,425,000 | 182,211,794 | 0 | 60,213,206 | 75.2 |
| 0 | 242,425,000 | 182,211,794 | 0 | 60,213,206 | 75.2 |
| 0 | 242,425,000 | 182,211,794 | 0 | 60,213,206 | 75.2 |

健康福祉部・子ども部



こども部長



- 政策調整係
(係長 1)
(主査 2)
(主事 2)
(任期付事務1)
- 手当医療係
(係長 1)
(主査 9)
(主事 1)

- 保育指導係
(係長 1)
(主査保育士3)
(主査管理栄養士2)
(主査 3)
(主事 3)

- 利用調整係
(係長 1)
(主査 6)
(主事 3)
(任期付事務1)

- 認定管理係
(係長 1)
(主査 3)
(主事 2)
(任期付事務1)

- 給付審査係
(係長 1)
(主査 3)
(主事 2)

- 緑野保育園
- 若葉保育園
- 草柳保育園
- 福田保育園

- 母子保健係
(係長 1)
(主査管理栄養士2)
(主査保健師9)
(保健師5)
(任期付保健師1)

- 家庭こども相談係
(係長 1)
(主査保健師1)
(主査 1)

- 発達支援係
(係長SV 1)
(主査CW 3)
(主査心理 1)
(主査ST 1)
(主査保育士1)
(主査保健師1)
(任期付保育士1)
(任期付事務1)

- こども・青少年育成係
(係長 1)
(主査 4)
(主事 2)
(任期付事務1)

- こども青少年活動推進係
(係長 1)
(主査 4)
(主事 2)

- 略語
SV : スーパーバイザー
ST : 言語聴覚士
CW : ケースワーカー

| | 園名 | 緑野 | 若葉 | 草柳 | 福田 | 合計 |
|--------|--------|----|----|----|----|-----|
| 保育園職員数 | 園長 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| | 副園長 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| | 主査保育士 | 10 | 17 | 16 | 13 | 56 |
| | 保育士 | 5 | 2 | 4 | 6 | 17 |
| | 任期付保育士 | 2 | 7 | 4 | 7 | 20 |
| | 再任用保育士 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 任期付看護師 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 |
| | 合計 | 20 | 29 | 27 | 28 | 104 |

令和5年度健康福祉部・こども部各課の新規・充実・廃止事業等

<健康福祉部>

健康福祉総務課

【新規】電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和5年度住民税非課税世帯等に対して給付金（3万円）を支給しました。

また、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和5年度住民税非課税世帯等に対して給付金（7万円）、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に1世帯当たり10万円及び同世帯内の18歳以下のこども一人当たり5万円を支給しました。

【充実】成年後見制度利用促進事業

成年後見制度の利用について、市民や支援関係者等が安心して相談できる体制を整備します。その中心的な役割を担う中核機関の令和6年度の設置に向け、制度に関する現状と課題の整理や関係機関との協議など、準備を進めました。

医療健診課

【充実】休日夜間急患診療所運営事業

新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、年末年始及び1・2月の連休における発熱患者の診療体制を充実させるため、医師などを増員して対応しました。

【廃止】親子de健康診査事業

受診者数が事業開始当初と比べて減少傾向にあることなどから、令和5年度をもって廃止しました。

【廃止】新型コロナウイルスワクチン接種事業

予防接種法に基づく特例臨時接種としての新型コロナウイルスワクチン接種は、令和5年度で終了しました。

ただし、令和5年度実施分のうち、国庫負担金の精算等に係る事務は令和6年度も継続して行います。

なお、本事業は、令和5年度まで新型コロナウイルスワクチン接種担当が所管していました。

健康づくり推進課

【充実】介護予防サポーター養成事業

介護予防サポーター講座の内容を見直し、加えて実践講座を実施しました。それらにより、講座受講者が増加傾向となり、受講後の介護予防サポーターの自主グループ数も増えました。

【充実】食育推進事業

第3次大和市食育推進計画策定に向け、令和5年5月～6月に「これからの食と未来を考えるための市民意識調査」を実施。調査の結果、明らかになった食課題に関し、改善のための新しいポスター作成やパンフレットでの周知など普及啓発の充実を図りました。

【充実】健康相談・教育事業

24時間健康相談について、市民の健康不安に対し即時対応ができるように、コールセンターの体制を強化することで、入電件数が増加しました。

熱中症対策では、外出時に冷房の効いた施設で休息をとることができる「ひと涼みスポット」を公共施設18か所に開設し、熱中症予防の体制を整備しました。

介護保険課

【充実】地域支援任意事業

理学療法士が住宅改修や福祉用具の給付申請に係ることで、利用者の自立支援に資する内容となっているかを点検し、給付の適正化を図りました。

【充実】老人福祉施設建設等支援事業

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備する3事業者に対し補助金を支出し、介護サービスの充実を図りました。

また、介護ロボット・ICTの導入を希望した認知症対応型グループホーム及び地域密着型の特別養護老人ホームに対して、補助金を支出し支援することによって、介護従事者が働きやすい職場環境の整備を促進しました。

人生100年推進課

【新規】認知症サポーター活動促進・地域づくり支援事業（チームオレンジ）

認知症の人と地域で活動する認知症サポーターをつなぎ、認知症の人の望む暮らしの実現のために活動する「チームオレンジ」の取組を各地域包括支援センターで開始しました。認知症カフェ、介護者交流会などの取組と連携することで、認知症とともに歩む地域づくりを推進します。

【充実】地域支援任意事業（認知症関連）

全国で実施されている認知症に関する市民向け普及啓発講座「認知症サポーター養成講座」について、認知症の人の視点で理解を深めることを目的に、「認知症世界の歩き方 for サポーターズ（大和市版認知症サポーター養成講座）」として講座をリニューアルしました。アニメーションやケーススタディを盛り込み、楽しむことができる体験型の講座として令和5年10月より開催しています。

【充実】おひとりさま施策推進事業

終活コンサルジュを、職員1人の週3日から職員2人の週5日の体制に変更し、終活の相談体制を充実させました。

また、税理士や落語家による終活講演会、終活映画上映会と終活相談会を同時開催するなど計4回のイベントで周知・啓発を行いました。

障がい福祉課

【充実】あいサポート運動

「あいサポート運動」をさらに広げ、障がいに対する理解を促進するため、あいサポート研修を受講した人を対象に、あいサポート運動を普及する担い手となっていただくための、あいサポートメッセージ研修を実施しました。

【充実】歯科衛生教室

大和綾瀬歯科医師会の協力を得て、通所型障害福祉サービス提供事業所を会場として、通所している障がい者を対象に歯科健診やブラッシング指導を行い、治療の必要のある対象者には

医療機関受診勧奨を行います。障がい者が、通所時のサービス利用とあわせて、口腔機能の維持・向上を図る機会となることが期待されるため、事業所からの開催依頼が増加していることから、令和4年度の8回から増回し、令和5年度は10回実施しました。

【廃止】障がい者（児）の歯科健康診査事業

障がい者（児）が受診可能な歯科医院の増加に伴い、市が主催する障がい者（児）を対象とした歯科健康診査の需要が減少したため、歯科健康診査は令和5年度をもって廃止しました。

生活援護課

【充実】被保護者健康管理支援事業

会計年度任用職員の管理栄養士（2名）の勤務日数・時間を拡大（週3日（週18時間）から週4日（週22時間））することで、被保護者の健康管理支援について、ケースワーカー及び保健師と管理栄養士で協力し合いながら個々の相談内容に応じたきめ細かな対応ができるよう、体制を強化しました。

＜こども部＞

こども総務課

【新規】低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（国事業）

食費等の物価高騰の影響を踏まえ、低所得の子育て世帯を支援するため給付金を支給しました。

【充実】子ども医療費助成事業

令和5年4月から所得制限を廃止し、さらに令和5年8月から対象年齢を高校卒業相当年齢まで引き上げ、医療証の名称を小児医療証から子ども医療証に変更しました。

ほいく課

【充実】民間保育所建設・増設支援事業

小規模保育事業1施設の整備などを行い、利用定員数を合計で19人増やしました。

【充実】民間保育所等運営支援事業

医療的ケアを行うための看護師等の雇用経費等の補助や、保護者による使用済み紙おむつの持ち帰りをなくすために自園処分を行う民間保育所等に対する紙おむつ処分費用の補助を開始するとともに、国基準より充実した配置をするための保育士雇用に要した経費の補助額を年額27.6万円から50万円に増額するなど補助制度の充実を図りました。

すくすく子育て課

【新規】新生児聴覚検査費用助成事業

先天性聴覚障害の早期発見及び早期支援を行うため、生後3か月までに実施した新生児聴覚検査費用の一部（3,000円）を助成しました。

【充実】産後ケア事業

産科医療機関等による通所型及び助産院の助産師による訪問型サービスの委託先を拡大するとともに、訪問型の対象時期を産後4か月未満から1年未満に延伸することにより、事業の利便性の向上を図りました。

こども・青少年課

【充実】放課後児童クラブ事業

保護者の就労ニーズの高まりや共働き世帯の増加、子育て世帯の転入などにより入会児童数が増加しましたが、放課後における学校の特別教室や民営児童クラブを活用することにより、年間を通して入会を希望するすべての児童を受け入れました。

児童数の増加が顕著である緑野小学校区においては、民営児童クラブが1クラブ開設し、補助金を交付しました。

また、保育以外の事務作業を専門で行う運営補助員を支援単位数の多いクラブに配置することにより、支援員の負担を軽減させ、児童の保育により多くの時間をかけることができる環境を整えることで保育の質の向上を図りました。

【充実】二十歳の祝典開催事業

新型コロナウイルス感染症が5類感染症になったことを受け、コロナ禍以前の1部制による大和スポーツセンター開催へと変更しました。

また、実行委員会により、著名人からのメッセージや恩師の来場、抽選会・クイズ大会などの企画・運営を行いました。

＜その他の団体＞

社会福祉協議会

【充実】食料支援事業

生活困窮世帯及びひとり親世帯に対する食料支援については、大和市善意銀行で行っている「もったいないからありがとうへ」に寄せられた食料品とこども家庭庁からの助成金を活用して、相談窓口を通じた食料品の配付のほか、イベントとして年3回実施しました。

【充実】フードドライブ

イオンモール大和との協働によるフードドライブを定期開催し、個別の食料支援につなげる仕組みづくりとともに、多くの方々の福祉についての関心を高めることにもなりました。

【充実】権利擁護事業

成年後見制度利用促進に係る中核機関設置について、検討会議と先進市視察を行い、令和6年4月設置に向けて取組みをしました。

市民後見人養成講座終了後、市民後見人候補者バンク登録を行った方の受任までの期間短縮を図るため、市民後見人の受任の形態を増やし、市民後見人を候補者とした申立てが2件行われました。既に受任した市民後見人に対しては、活動支援のフォローアップを行いました。

シルバー人材センター

【新規】

会員相互の親睦を目的とした事業を実施しました。

【新規】

第3次基本計画が令和5年度に最終年度となったことから、令和6年度から10年度までの第4次基本計画を策定しました。

【充実】

令和5年10月から導入されたインボイス制度による新たな費用負担に対応するため、適正な事務費率を設定しました。

令和6年度健康福祉部・こども部各課の基本方針

<健康福祉部>

健康福祉総務課

部内各課の事務執行の円滑化を図るため、部内外との調整及び部内予算の執行管理を行うとともに、県や関係機関等との連携や情報共有に努めます。

令和7年度を始期とする次期大和市地域福祉計画について、地域福祉活動の状況や多様化する市民ニーズを踏まえながら、策定作業を進めます。

成年後見制度などの広報、相談機能等を担う大和市成年後見支援センターを設置し、制度の利用促進を図ります。

こもりびと支援については、令和4年9月に支援の基本的理念を定めた条例が制定されたことから、当事者や家族の社会的な孤立の解消を目指し、引き続き当事者及び家族の「集い」及びこもりびとが安心して過ごすことができる「居場所」を定期的に開催し、課題解決型支援とともに伴走型支援を行います。事業の推進に当たっては、神奈川県や県央地区の各自治体との連携を進めていきます。

社会福祉法人の定款の認可及び監査に関する事務については、引き続き適切な法人運営が確保されるよう指導・監督に努めます。

令和6年4月から、複合的な福祉課題を抱える市民への支援体制を充実するため、健康福祉総務課に「包括支援係」を設置しました。「福祉ここから相談窓口」と位置づけた高齢、障がい、子育て、生活困窮といったそれぞれの窓口で受けた相談について、関係各課が集まって協議を行う場を設けるなど、関係各課が一体となって支援の方策を検討していきます。

医療健診課

救急医療については、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもと、大和市地域医療センター休日夜間急患診療所及び大和歯科診療所での適切な一次救急医療の提供に努めるとともに、市立病院など市内5病院による病院群輪番制により、二次救急医療体制を確保します。小児二次救急医療については、近隣市とも協力し、広域での救急医療体制の一層の充実に努めます。

予防接種事業については、定期接種へのワクチンの種類の追加などが毎年のように行われていることから、これらに迅速に対応するとともに、各予防接種の対象者が適切に接種を受けることができるよう、市民へのきめ細やかな情報提供及び協力医療機関の精度管理に努めます。

特定健診やがん検診をはじめとする各健診・検診事業については、引き続き様々な機会を捉えて受診勧奨を行うなど、受診の必要性について普及啓発に努めて受診率の向上を図り、生活習慣病の予防や、疾病の早期発見・早期治療につながる機会の確保に努めます。

成人歯科健康診査事業については、現行の「第2次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画」の計画期間が1年延伸され、令和6年度に計画期間が満了することから、次期計画を策定します。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、感染状況や国及び県の動向を注視しながら、市民への適切な情報提供に努めます。

健康づくり推進課

健康寿命の延伸を目的に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を、神奈川県後期高齢

者医療広域連合からの委託を受けて取り組みます。

一般介護予防事業では、介護予防セミナーや健康寿命をのばそう！まると講座等を実施し、介護予防の普及啓発を図ります。

また、地域における住民主体の介護予防活動を支援する介護予防サポーターを養成していきます。

健康増進普及啓発については、睡眠と笑いに着目し、市民の健康づくりのさらなる推進を図ります。

健康相談・教育事業における糖尿病重症化予防については、より効果的な事業展開ができるよう、医師会専門医と協議を行い、医療との連携に努めます。

食育推進事業では、第3次大和市食育推進計画を策定するとともに食生活改善推進員の養成及び食生活改善活動を支援に加え、食育イベントの開催や食環境整備、若い女性のやせの問題にも取り組みます。

健康ポイント事業については、市民の自主的かつ積極的な健康づくりの取り組みを促進するため、事業の充実に努めます。

介護保険課

令和6年度からの3年間を計画期間とする第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。第9期計画期間中に当たる令和7年は、団塊の世代が全員後期高齢者となる年です。本市においても、後期高齢者人口は3万5千人を超え、これまで以上に介護や支援を必要とする高齢者の増加が見込まれています。第9期計画においても、第8期計画の基本理念「一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせるまち」を継承し、「年を重ねても元気でいられるまち」「すべての高齢者にやさしいまち（地域共生社会の実現）」「安心して介護が受けられるまち」の3つの基本目標の実現に向け、介護サービスの充実と安定的な事業実施ができるよう取り組みを進めます。

介護保険制度運営の適正化の取り組みの一つとして、給付適正化支援システム（トリトンモニター）を活用して要介護認定情報と給付実績情報を突合し、その結果を事業者と共同で確認します。これにより提供されたサービスが利用者の状況に適合しているのか、自立支援・重度化防止につながるものとなっているのか等を検証し、引き続き介護保険事業の適正な運営確保に努めます。

人生100年推進課

健康な高齢者が生きがいを持って生活することができるよう、余暇活動支援やシニアクラブ活動、シルバー人材センターへの支援等を行うとともに、地域包括支援センター等と連携した支援や、地域包括支援センター及び在宅医療・介護連携支援センターの機能強化を図ること等により、生活機能の低下や養護者による虐待など様々な要因により在宅生活が困難な状況にある高齢者を支えるための多職種連携や地域内の支援体制づくりを推進します。

生活支援体制の整備について、全市レベルで生活支援体制を検討する協議体（第1層）における第2層協議体の課題、取組支援等について検討や、第2層協議体の取組支援を行うとともに、協議体未設立地域への設立支援により、市内全地域における協議体の設立を目指します。

介護予防の推進について、介護予防アンケートの結果から要介護状態となる恐れの高い方の把

握を積極的に行い、運動機能や心身機能の低下を予防・改善するためにも短期間で集中的に行う通所型・訪問型介護予防事業等への参加を促進や住民主体の介護予防活動への支援等を行いさらなる介護予防の推進を図ります。

認知症施策について、認知症サポーター養成講座や講演会等の開催により、認知症に関する正しい知識や理解の促進を図るとともに、認知症の人と地域で活動する認知症サポーター等をつなぐ「チームオレンジ」の取組や、認知症カフェ、介護者交流会等、認知症の人や家族の視点を重視した施策を推進し、認知症になっても希望をもって生活ができるまちを目指します。

おひとりさま施策について、協力葬祭事業者や司法書士等の専門家と連携しながら、高齢のひとり暮らしなどの葬儀・納骨、財産整理等に関する情報発信や相談の受付、葬儀生前契約に関するサポート等を行うことで、健康で安心した生活を確保できるよう支援します。

また、今後とも、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも、安心して暮らせるよう、関係各機関と連携を図りながら取り組みを進めます。

障がい福祉課

障がいのある方の活動の場や社会参加の場があり、地域の一員としてとして尊重され、安心して自分らしく自立した生活を送り、幸せを実感できるまちを目指し、障がい者福祉施策の推進を図ります。

大和市新総合計画の策定にあわせ、令和7年度以降の「障がい者福祉計画」及び「やまと自殺対策総合計画」を、大和市地域福祉計画等関連する他の計画との整合性を図りながら策定してまいります。

「あいサポート運動」については、対象を市民から企業や団体などへも拡大し、より多くの方に障がいに対する理解を深めていただき、全ての方が暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現に向けて取り組んでまいります。

自殺対策事業について、健康福祉総務課から障がい福祉課へ所管を変更しました。引き続き、ゲートキーパー養成講座等、自殺防止に対する普及啓発を推進します。

生活援護課

生活保護制度は、生活に困窮する国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、それぞれの世帯が抱える生活課題に即した自立を支援する社会保障制度です。

コロナ禍以降、本市の生活保護受給者数は微増で推移しておりますが、コロナ禍による雇用・経済の低迷が長引いていることに加え、物価高騰などの社会状況による影響から、生活困窮者が増加し被保護世帯者数が増加することが見込まれます。

生活保護業務では自立助長の観点から、働くことができる方へは、ハローワークとの連携や就労支援員による就労支援を積極的に行っています。すぐに求職活動を行うことが困難な方へは、生活面の見直しを含めた訓練等を行う就労準備支援を行っております。

また、生活困窮世帯のこどもの健全育成を重視し、こども支援員とケースワーカーが連携して生活保護世帯・生活困窮世帯を対象とした生活面の支援を行っております。

被保護者の健康を増進し、生活習慣病の重症化予防や健康管理の意識付けを推進することは、自立の助長を医療と生活の両面から支援することになります。被保護者の生活の質の向上と、医療扶助の適正化を目指し、引き続き保健師と管理栄養士による支援体制・相談体制の充実に取り

組んでまいります。

そのほか、生活保護に至らない方や生活保護を希望しない方については、生活困窮者自立支援制度による自立相談窓口との連携を図りながら、個々の生活状況及び課題に即した包括的かつ継続的な支援を行ってまいります。

＜こども部＞

こども総務課

令和2年3月に策定した第二期大和市子ども・子育て支援事業計画（愛称：ハートンプラン）に基づき子育て支援施策を着実に推進することで、計画に掲げた基本理念「すべての子どもの健やかな成長を支えあうまち・やまと ～地域と共に安心して子育て・親育ち～」の実現を目指してまいります。

また、子育て支援センターやつどいの広場こどもーる事業を運営するとともに、子どもの命を守り、保護者の方に安心感を抱いていただくための施策として、メール配信による保護者の安否確認を行う「赤ちゃんまもるくん」を継続して実施するなど、子育ての不安を軽減し、安心して子どもを育てることができる環境整備に努めてまいります。

このほか、令和5年度に所得制限廃止や高校卒業相当年齢までの対象年齢引き上げを実施した子ども医療費助成事業を継続して実施し、子どもの健全な育成や健康増進のため等しく必要な医療を受けられる環境を確保してまいります。

また、令和6年10月分からの児童手当の抜本的拡充に適切に対応し、支援の充実を図ってまいります。

ほいく課

認可保育所等の整備により4月1日現在の待機児童数は0人となりました。今年度も認可保育所等を整備するなど、女性の社会進出や幼児教育・保育の無償化等に伴う保育ニーズの動向を慎重に見極めたうえで様々な保育施策の充実を進めてまいります。

また、市内の保育施設における保育士不足解消に向けて、令和元年度から本市独自の保育士確保策として、公立保育園で潜在保育士を対象とした就業体験を実施し、復職や就職に向けた本格的な支援を行うとともに、令和5年度からは民間保育事業者の保育士雇用に係る経費の一部を補助する制度において、補助額の充実を図っており、引き続きハード面とソフト面の施策を重層的に取り組んでまいります。

そのほか、令和5年度に策定した『医療的ケア児等の保育所等受入れガイドライン』に基づき、看護師や医療的ケア児コーディネーターなどとの連携のもと、医療的ケアを必要とする児童の受入体制の整備を更に推進してまいります。また、保育の安全を高める取り組みとして、公立保育園の保育士が民間保育所へ訪問し、安全対策についての情報共有や助言を行い、安心安全な保育環境を整えてまいります。

すくすく子育て課

令和4年6月に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律」により、母子保健と児童福祉の両機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を令和6年4月1日より設置します。妊娠初期からの不安の解消とともに、特定妊婦の把握に努め、児童虐待の予防的対応や個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、全ての妊産婦、子育て世代、子どもの包括的な相談支援体制の強化を図ってまいります。

新たな取り組みとしては、体外受精および顕微授精の保険診療と併用した先進医療にかかる費用の助成を開始するほか、産後ケア事業について、これまでの通所型、訪問型に加え、宿泊型を開始して支援の充実を図ります。産前産後サポート事業、乳児全戸訪問事業等を効果的に運用し、

妊産婦の心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるよう支援に努めます。

要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関との情報共有や連携・協力体制の構築を図り、児童虐待をはじめ複雑・多様化する子どもや家庭の問題に対し効果的な支援に努めます。

増加している発達障がい児への対応など、発達相談では早期把握・早期支援に努め、児童福祉法による児童の通所支援等のサービス給付と併せた一体的な支援を行います。

こども・青少年課

放課後児童クラブ事業については、今後も入会児童数の増加が想定されることから、引き続き、児童受入れのための学校における居室確保や民営児童クラブへの補助等により、待機児童が生じないよう努めます。

また、配慮が必要な児童については、公認心理師や保育士による巡回訪問を通じて支援員に対する指導・助言を行うとともに、関係機関との連携を図り、児童に対して適切な保育を行うことができるよう人材の育成及び保育の質の向上に努めてまいります。

こども食堂支援事業については、さらに多くの団体に支援を行うことで、孤食となってしまう子どもたちなどへの安心できる地域の居場所を増やし、より利用しやすいものにするるとともに、補助金を交付したこども食堂による情報交換会等の実施を通じて、活動内容が一層充実したものとなるように努めてまいります。

青少年育成に関する事業については、青少年育成団体等と連絡を密に取り、活動の運営方法や周知方法等を検討することにより、担い手の確保と育成に努めてまいります。

＜その他の団体＞

社会福祉協議会

令和6年度は、「第7次大和市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の策定にあたります。地域福祉活動計画は、市社協の活動計画ではなく、地域住民の生活課題に目を向け、地域における福祉課題を明らかにしながら策定することが求められるものです。ひとりひとりの生活課題に向き合い、多くの方々の参加・活動につながる計画策定を目指します。

また、社会保障・社会福祉の制度改正が行われ、地域福祉政策が近年大きく動いており、今後社協としての目指すべき方向性を示し、具体的な取り組みを示す中期経営計画の策定、その策定により社協の現状と課題の分析、必要に応じて組織体制を見直すなど、組織・事業を変化させることが求められています。中期経営計画の策定に向け、職員間でプロジェクトチームを編成し、本会の現状や課題の把握、分析に取り組みます。

そして、権利擁護においては、認知症高齢者等の増加により、意思決定支援が重要となっているなか、成年後見制度の普及が急務となっています。国では、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を設置・運営することを市町村の努力義務としています。

そこで、大和市から成年後見利用促進事業を受託し、中核機関の設置運営、支援が必要な方の地域での日常生活等を社会で支える体制づくりをすすめていきます。

シルバー人材センター

高齢化が急速に進む中、高年齢者の就労事業の中核機関として、シルバー人材センターが果たす役割は大きなものがあります。

また、同センターは「自主・自立・協働・共助」の基本理念に基づいて、会員が自主的・主体的に運営する組織として、会員自らによる地域社会への更なる貢献と、健全な事業運営に努めます。事業展開にあたっては、令和6年度から令和10年度までの5年間の活動を展望した「基本計画」を目標に各種事業の取組を進めていきます。

市 制



大和市章

躍進大和市の「大」の文字の全体を円形にかたどり、鳥が翼を広げたような形は大和市将来の円満な飛躍発展を表徴したものです。

(昭和 28 年 11 月 3 日制定)



市の木「山ざくら」

(昭和 44 年 2 月 1 日制定)



市の鳥「オナガ」

(平成元年 2 月 1 日制定)



市の花「野ぎく」

(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

保 健 と 福 祉

—統計と概要—

令和 6 年度版

初版 令和 6 年 8 月 発行

〒 242-0004

大和市鶴間一丁目31番7号

大和市健康福祉部・こども部

T E L (046) 260-5603・5606



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」